

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

秋田県知事

現住所

電話番号<sup>\*1</sup>

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり(蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届)を提出します。

記

1 年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番地△	〇〇 (うち日本蜜蜂 )

2 年蜜蜂飼育計画<sup>\*2</sup>

飼育場所 <sup>*3</sup>	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間	備考
〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番地○	100 (うち日本蜜蜂 )	1月1日から 月 日まで	
△△市△△町△△字△△番地△	50 (うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	
××市××町地内(又は××農協××支店管内)	50 (うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで	イチゴの花粉交配用に貸出
□□市□□町□□字□□番地□	花粉交配用として貸し出す場合で、番地まで記入困難な場合、まとめた記載も可(備考欄には花粉交配用である旨を記載)。		
〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番地○	(うち日本蜜蜂 )		

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備考（１）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。（※１）
- （２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。（※２）
- （３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。（※３）
- （４）別添を参考に転飼フロー図、位置図（概略図で可）を添付すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

(別添) 転飼フロー図

(作成例)

